

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第一号

#### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項、第十二条ただし書及び第十二条の二中「福山市及び東広島市」を「三原市、尾道市、福山市、東広島市及び廿日市市」に改める。

第十二条の三第一項の表一の項中「三原市、尾道市、因島市」及び「廿日市市」を削り、「大野町、宮島町、能美町」を「能美町」に、「豊田郡のうち本郷町、瀬戸田町、」を「並びに豊田郡のうち」に改め、「並びに御調郡のうち御調町及び向島町」を削り、同表二の項中「賀茂郡のうち大和町、御調郡のうち久井町」を削り、同表五の項中「佐伯郡のうち佐伯町及び」を削り、同表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項を二十の項とする。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。